

徳島県告示第三百三十五号

徳島県屋外広告物条例（平成四年徳島県条例第五十二号）第二十八条第一項に規定する講習会を次のとおり開催するので、徳島県屋外広告物条例施行規則（平成五年徳島県規則第六号）第十八条第二項の規定により告示する。

令和六年七月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 日時  
令和六年八月二十八日（水曜日）午前八時五十分から午後五時まで
- 二 場所  
徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館二階 第一会議室及び第二会議室
- 三 受講願書の提出期間  
令和六年七月二日（火曜日）から同年八月一日（木曜日）まで
- 四 受講願書の提出先  
徳島市万代町一丁目一番地 徳島県県土整備部都市計画課
- 五 受講手数料  
三千円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受講願書に貼付すること。）
- 六 その他  
この講習会についての問合せは、徳島県県土整備部都市計画課（電話〇八八 六二二 二五六八）へすること。